

7. 廃 棄 物

(1) 産業廃棄物の分類

	種 類	適 用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業	に係る木くず	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物		有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等		
	17 家畜のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	18 家 畜 の 死 体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			
特別管理産業廃棄物	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は付着した廃プラスチック類若しくは金属くず		
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの		
	廃 石 綿 等	建築物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等		
有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの			

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは廃棄物処理法の対象とならない。

- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ⑤ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (14・15年度)

ア 中間処理

(単位: t)

種 類		県内廃棄物		県外廃棄物		合 計	
		14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
産業廃棄物	燃 え 殻	31,952	30,474	10,096	10,136	42,048	40,611
	汚 泥	646,246	431,270	1,396,508	1,481,829	2,042,754	1,913,099
	うち建設汚泥	448,282	247,209	1,204,705	1,317,361	1,652,987	1,564,570
	廃 油	65,237	35,419	95,781	69,238	161,018	104,657
	廃 酸	200	527	834	3,964	1,034	4,491
	廃 アルカリ	5,871	7,818	68,875	7,693	74,746	15,511
	廃プラスチック類	147,766	288,551	48,387	131,612	196,153	420,163
	紙 く ず	26,634	38,216	14,835	30,860	41,469	69,075
	木 く ず	109,197	149,830	72,852	87,236	182,049	237,066
	繊維 く ず	3,517	5,375	2,473	2,901	5,990	8,276
	動植物性残渣	27,507	36,567	15,335	14,380	42,842	50,947
	が れ き 類	2,846,753	2,828,214	650,001	821,227	3,496,754	3,649,441
	金 属 く ず	90,254	113,292	28,132	58,148	118,386	171,441
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	156,775	193,414	45,855	125,600	202,630	319,014
	鉍 さ い	342,104	171,312	136,093	114,343	478,197	285,655
	ゴ ム く ず	3,127	1,775	24	1	3,151	1,776
	ば い じ ん	0	1,668	2,547	3,991	2,547	5,659
	家 畜 ふ ん 尿	0	1,066	0	0	0	1,066
	小 計	4,503,140	4,334,789	2,588,628	2,963,158	7,091,768	7,297,948
特別管理産業廃棄物	廃 油	4,577	7,756	8,510	6,657	13,087	14,412
	廃 酸	18,133	13,003	21,698	17,289	39,831	30,291
	廃 アルカリ	55,063	21,816	277	100	55,340	21,916
	感染性廃棄物	159,160	6,247	6,440	9,108	165,600	15,355
	特定有害産業廃棄物	9	3	340	0	349	3
	小 計	236,942	48,824	37,265	33,153	274,207	81,978
合 計		4,740,082	4,383,614	2,625,893	2,996,311	7,365,975	7,379,925
県内・県外の割合(%)		64.4	59.4	35.6	40.6	100.0	100.0

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

イ 最終処分

(単位: t)

種 類		県内廃棄物		県外廃棄物		合 計	
		14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
産業廃棄物	燃 え 殻	27,020	28,486	4,554	907	31,574	29,393
	汚 泥	178,393	180,765	3,128	36,912	181,521	217,677
	うち建設汚泥	19,210	44,085	914	33,189	20,124	77,274
	廃プラスチック類	72,034	94,521	24,907	32,255	96,941	126,776
	木 く ず	1,609	872	0	0	1,609	872
	動植物性残渣	0	0	0	0	0	0
	ゴ ム く ず	178	124	14	1	192	125
	金 属 く ず	5,998	8,411	4,027	2,645	10,025	11,056
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	64,711	61,598	36,644	23,832	101,355	85,430
	が れ き 類	16,719	25,885	19,249	4,981	35,968	30,866
	鉍 さ い	2,677	2,223	1,241	1,011	3,918	3,234
	ば い じ ん	71,193	35,952	12	3	71,205	35,955
	そ の 他	2,112	90	0	0	2,112	90
	小 計	442,644	438,928	93,776	102,547	536,420	541,474
特別管理産業廃棄物(廃石綿)		490	852	0	1	490	853
合 計		443,134	439,780	93,776	102,548	536,910	542,327
県内・県外の割合(%)		82.5	81.1	17.5	18.9	100.0	100.0

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況 (17年3月末現在)

種 別	種 類 内 容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施 設	269	9	278
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械 乾 燥)	10	7	17
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日 乾 燥)	2	3	5
	汚 泥 の 焼 却 施 設	8	23	31
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	9	7	16
	廃 油 の 焼 却 施 設	13	18	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	2	4	6
	廃プラスチック類の破砕施設	0	48	48
	廃プラスチック類の焼却施設	17	17	34
	木くず又はがれき類の破砕施設	34	152	186
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2	1	3
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	2	0	2
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	1
	木くず等の焼却施設	10	37	43
	合 計	379	326	704
最終処分場	安 定 型	5	17	22
	管 理 型	7	11	18
	遮 断 型	3	0	3
	合 計	15	28	43

- (注) 1. 千葉市、船橋市内の施設を含む。
2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。